

石綿排出作業による大気の汚染の防止に関する指導基準

施行 平成15年4月1日
最近改正 令和2年3月25日
(改正施行 令和2年4月1日)

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年横浜市条例第58号。以下「条例」という。）第90条の規定により、石綿排出作業による大気の汚染の防止に関する指導基準を次のとおり定める。

1 条例第89条に規定する石綿排出作業を伴う建設工事を施工する者は、当該石綿排出作業による大気の汚染の防止に努めるに当たり、次に定める事項を遵守するものとする。

(1) 作業基準

条例施行規則第70条に定める作業ごとに、次に掲げる事項を遵守すること。

ア 条例施行規則第70条第1号に規定する吹付け石綿に係る作業

1	吹付け石綿の除去の処理	<p>次に掲げる事項を遵守して作業をするか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>(1) 大気汚染防止法施行規則第16条の4に規定する作業基準（以下「法作業基準」という。）を遵守すること。</p> <p>(2) 床面、壁面等にシート等の養生を行うこと。</p> <p>(3) 作業場所（石綿を含有する建材の除去又は封じ込め若しくは囲い込み（以下「除去等」という。）の作業を行う場所をいう。以下同じ。）の出入口には、セキュリティゾーン（更衣室、洗浄室及び前室の3室からなるものをいう。以下同じ。）を設置すること。</p> <p>(4) 規格 Z8122 に定める HEPA フィルタを装着した集じん・排気装置を設置すること。</p> <p>(5) 作業場所及びセキュリティゾーンを負圧に保つため微差圧計等により差圧の管理を行うとともに、スモークテスター等により気流の確認を行うこと。</p> <p>(6) 石綿を含有する建材の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において、粉じんを迅速に測定できる機器（粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウンター、総繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）を含む。以下同じ。）を用いること等により確認すること。</p> <p>(7) 石綿を含有する建材の除去を行う日の当該除去の開始前に、作業場所及びセキュリティゾーンが負圧に保たれていることを微差圧計及びスモークテスター等により確認すること。</p> <p>(8) 除去する部分を薬液により湿潤化すること。</p> <p>(9) 作業場所において初めて石綿を含有する建材の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認すること。</p> <p>(10) (5)から(7)まで及び(9)の確認により異常が認められた場合は、直ちに作業を中断し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>(11) (5)から(7)まで及び(9)の確認をした年月日、確認の方法、確認の結果並びに確認した者の氏名並びに確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、当該措置の内容を記録すること。</p> <p>(12) (11)の記録は条例第94条の規定による石綿排出作業に係る完了の届出を提出するまでの間保存すること。</p> <p>(13) 飛散防止のための適切な工法による除去処理作業を行うこと。</p> <p>(14) 施工部の除去状態を点検すること。</p> <p>(15) 除去した下地面へ粉じん飛散防止剤を散布すること。</p>
---	-------------	--

		<p>(16) 施工後の作業場所の空气中に粉じん飛散抑制剤を噴霧すること。</p> <p>(17) 除去した石綿廃棄物は、廃棄専用プラスチック袋を用いて適切に二重梱包し、一時保管場所に集積すること。</p> <p>(18) 作業場所で使用した機材は、清掃を行ってから場外へ搬出すること。</p> <p>(19) 作業場所及びセキュリティゾーンに使用した養生シートは、廃棄専用プラスチック袋を用いて適切に二重梱包し、一時保管場所に集積すること。</p>
2	吹付け石綿の封じ込めの処理	<p>次に掲げる事項を遵守して作業をするか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。ただし、当該施工部における吹付け石綿の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該吹付け石綿を除去すること。</p> <p>(1) 法作業基準を遵守すること。</p> <p>(2) 床面、壁面等にシート等の養生を行うこと。</p> <p>(3) 作業場所の出入口には、セキュリティゾーンを設置すること。</p> <p>(4) 規格 Z8122 に定める HEPA フィルタを装着した集じん・排気装置を設置すること。</p> <p>(5) 作業場所及びセキュリティゾーンを負圧に保つため微差圧計等により差圧の管理を行うとともに、スモークテスター等により気流の確認を行うこと。</p> <p>(6) 石綿を含有する建材の処理を行う日の当該処理の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いること等により確認すること。</p> <p>(7) 石綿を含有する建材の処理を行う日の当該処理の開始前に、作業場所及びセキュリティゾーンが負圧に保たれていることを微差圧計及びスモークテスター等により確認すること。</p> <p>(8) 処理する部分を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>(9) 作業場所において初めて石綿を含有する建材の処理を行う日の当該処理の開始後速やかに、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認すること。</p> <p>(10) (5)から(7)まで及び(9)の確認により異常が認められた場合は、直ちに作業を中断し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>(11) (5)から(7)まで及び(9)の確認をした年月日、確認の方法、確認の結果並びに確認した者の氏名並びに確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、当該措置の内容を記録すること。</p> <p>(12) (11)の記録は条例第 94 条の規定による石綿排出作業に係る完了の届出を提出するまでの間保存すること。</p> <p>(13) 飛散防止のための適切な工法による作業を行うこと。</p> <p>(14) 施工部の仕上がり状態を点検すること。</p> <p>(15) 作業場所で使用した機材は、清掃を行ってから場外へ搬出すること。</p>
3	吹付け石綿の囲い込みの処理	<p>吹付け石綿の封じ込めの処理に準じた方法で行うこと。ただし、当該吹付け石綿の切断等（掻き落とし、切断又は破碎をいう。以下同じ。）を伴わない処理の場合は、吹付け石綿の封じ込めの処理に係る作業基準(1)、(2)、(8)及び(13)から(15)までを遵守して作業をするか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。この場合においても、当該施工部における吹付け石綿の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該吹付け石綿を除去すること。</p>

イ 条例施行規則第 70 条第 2 号に規定する断熱材等に係る作業

1	断熱材等の処理 (切断等の方法 で除去するもの)	吹付け石綿の除去の処理に準じた方法で行うこと。
2	断熱材等の処理 (切断等以外の 方法で除去する もの)	次に掲げる事項を遵守して作業をするか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 (1) 法作業基準を遵守すること。 (2) 作業場所にシート等の養生を行うこと。 (3) 除去する部分を薬液等により湿潤化すること。 (4) 飛散防止のための適切な工法による作業を行うこと。 (5) 施工部の除去状態を点検すること。 (6) 除去した下地面へ粉じん飛散防止剤を散布すること。 (7) 施工後の作業場所の空气中に粉じん飛散抑制剤を噴霧すること。 (8) 除去した石綿廃棄物は、廃棄専用プラスチック袋を用いて適切に二重梱包し、一時保管場所に集積すること。 (9) 作業場所で使用した機材は、清掃を行ってから場外へ搬出すること。
3	断熱材等の処理 (封じ込め、又は 囲い込みの方法 によるもの)	吹付け石綿の囲い込みの処理に準じた方法で行うこと。

ウ 条例施行規則第 70 条第 3 号に規定する石綿布に係る作業

1	石綿布の処理	断熱材等の処理に準じた方法で行うこと。
---	--------	---------------------

エ 条例施行規則第 70 条第 4 号に規定する石綿を含有するセメント建材に係る作業

1	石綿を含有する セメント建材の 処理	次に掲げる事項を遵守して作業をするか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 (1) 当該作業の対象となる建築物等にシート等の養生を行うこと。 (2) 石綿を含有するセメント建材を処理する際には、薬液等により湿潤化すること。 (3) 飛散防止のための適切な工法による作業を行うこと。 (4) 取り外した石綿を含有するセメント建材は、湿潤状態を保ちながら一時保管場所に集積すること。また、細かく破碎されたものは、廃棄専用プラスチック袋に密封し、一時保管場所に集積すること。
---	--------------------------	---

備考 その他アからエまでに定めのない事項については、最新の環境省の「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」を参照すること。

(2) 石綿濃度等の測定

条例第 93 条の規定による石綿濃度等の測定は、次に定める方法に準じて行うこと。

1	捕集時の注意点	(1) 原則として、降雨、降雪及び強風時を避けること。 (2) 作業期間中の測定は、原則として除去等の作業の初日に実施すること。 (3) 作業終了後の測定は、原則として養生撤去を完了した日又は翌日など速やかに実施すること。 (4) 天候、風向、風速、温度及び湿度の記録を行うこと。 (5) 空気捕集口の高さは地上 1.5m 以上とする。ただし、集じん・排気装置の排出口の測定の場合は、その高さに合わせて適宜調整すること。
---	---------	--

2	作業期間中の測定地点	<p>(1) 集じん・排気装置又はセキュリティゾーンを設置する作業の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 集じん・排気装置の排出口 イ セキュリティゾーンの出入口 ウ 敷地境界付近（4方位） <p>(2) (1)に該当しない作業の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 作業場所の近傍 イ 敷地境界付近（4方位）
3	作業終了後の測定地点	<p>(1) 集じん・排気装置又はセキュリティゾーンを設置する作業の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 作業場所内の適切な地点 イ 敷地境界付近（4方位） <p>(2) (1)に該当しない作業の場合（石綿を含有するセメント建材の処理の作業を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 作業場所内の適切な地点 イ 敷地境界付近（4方位）

- 備考
- 1 石綿を含有する建材中にクリソタイル以外の石綿を含む場合は、最新の環境省の「アスベストモニタリングマニュアル」に準じて測定を行うこと。
 - 2 同一の建築物等において除去等の作業を複数の作業場所で行う場合は、原則として作業場所ごとに測定を実施すること。
 - 3 同一の作業場所において除去等の作業が7日を超えて実施される場合は、原則として7日までごとに1回以上の頻度で測定を実施すること。
 - 4 敷地境界付近の4方位の測定は、対象建築物等から敷地境界付近までの距離が離れている場合は、敷地境界付近に代えて対象建築物等の周辺で測定できる。
 - 5 測定結果の評価については、最新の環境省の「アスベストモニタリングマニュアル」を参照すること。
 - 6 石綿の飛散が確認された場合は、作業を中断し、作業の点検を実施するとともに報告すること。

(3) その他事項

次に掲げる事項を遵守すること。

1	事前調査	<p>条例第92条の2の規定による調査は、次の方法により行うこと。</p> <p>(1) 目視、設計図書等により調査すること。</p> <p>(2) (1)の調査で明らかにならない場合には、石綿の使用の有無を分析により調査すること。ただし、当該建築物等に石綿を含有する建材が使用されているものとして、石綿排出作業を施工する場合はこの限りではない。</p>
2	石綿排出作業に係る掲示板	<p>次に定めるところにより周辺住民等へ石綿排出作業の内容等を周知するための掲示板を設置すること。</p> <p>(1) 設置場所は、接道する敷地への入口など周辺住民等から見やすい場所とすること。</p> <p>(2) 石綿排出作業を開始する7日前までに掲示し、当該作業が完了するまでの間、掲示すること。</p> <p>(3) 掲示板のサイズは縦35cm以上、横45cm以上とすること。</p> <p>(4) 記載内容は次に掲げる事項とする。ただし、他法令等に基づく掲示に追記する形式で表示しても差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 届出年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 イ 石綿排出作業を伴う建設工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ウ 石綿排出作業の実施の期間 エ 石綿の飛散を防止するために講ずる措置の内容 オ 石綿排出作業を伴う建設工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡先

2 条例第 92 条に規定する発注者等は、当該石綿排出作業による大気汚染の防止に努めるに当たり、次に定める事項を遵守すること。

(1) 届出書に添付する事項

石綿排出作業に係る届出には、条例に定める事項のほか、次に掲げる事項を添付すること。

1	石綿排出作業の開始の届出 (条例第 92 条)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 条例第 92 条の 2 の規定による調査の結果 (2) 条例規則第 71 条の 6 及びこの指導基準の第 1 項第 3 号の規定による掲示板的記載内容（規格 A 4 に縮小したもの） (3) 石綿排出作業の対象となる建築物等の部分の見取図（主要寸法及び石綿を含有する建材の使用箇所を記載したもの） (4) 作業場所の隔離、養生の状況を示す見取図（主要寸法、隔離された作業場所の容積（m^3）、セキュリティゾーン並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記載したもの） (5) セキュリティゾーンの構造を示した図 (6) 作業場所及びセキュリティゾーンの負圧管理計画（記録用紙の雛形を含む） (7) 集じん・排気装置の機種、型式、設置数及び仕様又はカタログ（排気能力（m^3/min）、使用するフィルタの種類及びその集じん効率（%）が明記されたもの）、稼働確認の方法及び記録用紙（雛形） (8) 粉じんを迅速に測定できる機器を使用する場合には、当該機器の種類、型式及び仕様又はカタログ (9) 粉じん飛散防止剤・粉じん飛散抑制剤等の薬液、隔離用シート等の石綿排出作業に使用する資材の仕様又はカタログ (10) 封じ込め又は囲い込みの処理にあつては、当該施工部分における吹付け石綿等の劣化状態及び下地との接着状態等を確認し、その結果について写真等で説明した資料 (11) 石綿排出作業の工事施工体系図（緊急連絡先が明記されたもの） (12) 石綿濃度等の測定業者名 (13) 石綿濃度等の測定日、測定箇所及び測定数
2	石綿排出作業の完了の届出 (条例第 94 条)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 石綿濃度等の測定の年月日及び時刻、測定時の天候、測定箇所並びに測定法 (2) 作業場所及びセキュリティゾーンの負圧管理の記録 (3) 集じん・排気装置の稼働確認の記録 (4) 条例規則第 71 条の 6 及びこの指導基準の第 1 項第 3 号に規定する掲示板的設置状況及びその掲載内容を撮影したもの

備考 1 配置図には、この指導基準の第 1 項第 3 号に規定した掲示板的の設置場所を記載すること。

2 石綿排出作業の工程表には、石綿濃度等の測定日、測定箇所及び測定数を分かりやすく記載すること。

3 大気汚染防止法第 18 条の 15 第 1 項及び第 2 項の規定による届出には、同条第 3 項に規定する事項のほか、条例施行規則第 71 条に定める事項及びこの指導基準の第 2 項に規定した事項を併せて提出すること。